

寒川学校給食センター条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月22日

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第3号

寒川学校給食センター条例施行規則

寒川学校給食センター条例施行規則（令和5年寒川町教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、寒川学校給食センター条例（令和5年寒川町条例第13号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、寒川学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 給食センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。

（事業）

第3条 給食センターは、次の事業を行う。

- (1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に関すること。
- (2) 学校給食献立の作成、調理及び配送に関すること。
- (3) 学校給食の食品検査に関すること。
- (4) 学校給食における食に関する指導、健康増進等に関すること。
- (5) 食育及び食の啓発に関すること。
- (6) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務に関すること。

（使用の申請、許可等）

第4条 条例第5条の規定により食育ホールを使用しようとするものは、使用しよう

とする日の90日前から30日前までの間に寒川学校給食センター使用許可申請書（第1号様式）により、教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の申請があった場合において、その使用を許可するときは、寒川学校給食センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）により、その使用を許可しないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

3 使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が、その使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の30日前までに学校給食センター使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第5条 使用団体は、使用日の14日前（当該日が休館日にあたるときは、その直後の休館日でない日）までに使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用又は公共の用に使用する場合 免除
- (2) 前号に準じた使用を行う場合 免除
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めた場合 免除

2 使用料の減免を受けようとするものは、寒川学校給食センター使用料減免申請書（第4号様式）により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を認めたときは、寒川学校給食センター使用料減免決定通知書（第5号様式）により、その減免を認めないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第8条第2項ただし書に規定する特別な理由は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 使用団体の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の30日前までに第4条第3項による使用の取消しの申請があったとき。
- (3) その他教育長が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、寒川学校給食センター使用料還付申請書（第3号様式）により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、寒川学校給食センター使用料還付決定通知書（第7号様式）により、当該申請をしたものに通知しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第2号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第3号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第4号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第7号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の例により、行うことができる。

年 月 日

寒川学校給食センター使用許可申請書

（あて先）寒川町教育委員会教育長

団体名

代表者名

連絡者氏名

連絡者連絡先

責任者

責任者住所

責任者連絡先

次のとおり申請します。

利用日	時間	利用目的・利用人数
年 月 日	☐ 午前9時から午後1時まで ☐ 午後1時から午後5時まで	

○委員会が指示する団体の活動が分かる書類等を添付すること。

備考

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

寒川学校給食センター使用許可書

団体名 _____ 様

寒川町教育委員会教育長

次のとおり承認します。

利用日	時間	利用目的・利用人数
年 月 日	☐ 午前9時から午後1時まで ☐ 午後1時から午後5時まで	

施設使用料	減免額	使用料合計

備考

年 月 日

寒川学校給食センター使用変更・取消申請書

（あて先）寒川町教育委員会教育長

団体名

代表者名

連絡者氏名 連絡者連絡先

責任者

責任者住所

責任者連絡先

年 月 日付け 第 号の使用変更・取消について、申請します。

☐ 変更	☐ 取消
変更の場合は内容を記載する。	

備考

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

寒川学校給食センター使用料減免申請書

(あて先) 寒川町教育委員会教育長

団体名

代表者名

連絡者氏名 _____ 連絡者連絡先 _____

責任者 _____

責任者住所 _____

責任者連絡先

次のとおり減免を申請します。

[illegible]

備考

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

寒川学校給食センター使用料減免決定通知書

団体名 _____ 様

寒川町教育委員会教育長

次の減免申請内容のとおり申請します。

利用日	時間	利用目的・利用人数
年 月 日	☐ 午前9時から午後1時まで ☐ 午後1時から午後5時まで	
減免	☐ あり ☐ なし	
減免理由	☐ 規則第6条第1項第1号 ☐ 規則第6条第1項第2号 ☐ 規則第6条第1項第3号 ()	

施設使用料	減免額	使用料合計

備考	
----	--

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

寒川学校給食センター使用料還付申請書

(あて先) 寒川町教育委員会教育長

团体名	
-----	--

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け 第 号の使用料還付について、次のとおり申請します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由	☐ 規則第 7 条第 1 項第 1 号 ☐ 規則第 7 条第 1 項第 2 号 ☐ 規則第 7 条第 1 項第 3 号 ()		

下記口座を還付金振込先として指定します。

振込先	金融機関	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合	本・支店	本店 支店 出張所
	預金種目	該当に✓をしてください。 □普通 □当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

寒川学校給食センター使用料還付決定通知書

寒川町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった使用料の還付について次のとおり決定しましたので通知します。

年度		科目	
納入年月日			
許可を受けた利用日			
還付の内容	納付金額	更正金額	還付金額

寒川学校給食センター条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この規則は、寒川学校給食センター条例（<u>令和5年寒川町条例第13号</u>）<u>第3条</u>の規定に基づき、寒川学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員) 第2条 給食センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。 2 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。 (事業) 第3条 給食センターは、次の事業を行う。 (1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に関すること。 (2) 学校給食献立の作成、調理及び配送に関すること。 (3) 学校給食の食品検査に関すること。 (4) 学校給食における食に関する指導、健康増進等に関すること。 (5) 食育及び食の啓発に関すること。 (6) その他教育委員会<u> </u> <u> </u>が必要と認めた業務に関すること。 (加える)	(趣旨) 第1条 この規則は、寒川学校給食センター条例（<u>令和 年寒川町条例第 号</u>。以下「条例」という。）<u>第12条</u>の規定に基づき、寒川学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員) 第2条 給食センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。 2 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。 (事業) 第3条 給食センターは、次の事業を行う。 (1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に関すること。 (2) 学校給食献立の作成、調理及び配送に関すること。 (3) 学校給食の食品検査に関すること。 (4) 学校給食における食に関する指導、健康増進等に関すること。 (5) 食育及び食の啓発に関すること。 (6) その他教育委員会（<u>以下「委員会」という。</u>）が必要と認めた業務に関すること。 <u>（使用の申請、許可等）</u> <u>第4条 条例第5条の規定により食育ホールを使用しようとするものは、使用しようとする日の90日前から30日前までの間に寒川学校給食センター使用許可申請書（第1号様式）により、教育長に申請しなければならない。</u> 2 <u>教育長は、前項の申請があった場合において、その使用を許可するときは、寒川学校給食センター使用許可書（第2</u>

号様式。以下「使用許可書」という。）により、その使用を許可しないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

- 3 使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が、その使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の30日前までに学校給食センター使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第5条 使用団体は、使用日の14日前（当該日が休館日にあたるときは、その直後の休館日でない日）までに使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるとおりとする。

（1） 公用又は公共の用に使用する場合 免除

（2） 前号に準じた使用を行う場合 免除

（3） その他委員会が相当な理由があると認めた場合 免除

- 2 使用料の減免を受けようとするものは、寒川学校給食センター使用料減免申請書（第4号様式）により、教育長に申請しなければならない。

- 3 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を認めたときは、寒川学校給食センター使用料減免決定通知書（第5号様式）により、その減免を認めないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第8条第2項ただし書に規定する特別な理由は、次の各号に該当する場合とする。

（1） 使用団体の責めによらない理由に

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

～略～

(加える)

～略～

より使用不能となったとき。

(2) 使用日の30日前までに第4条第3項による使用の取消しの申請があったとき。

(3) その他教育長が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、寒川学校給食センター使用料還付申請書（第3号様式）により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、寒川学校給食センター使用料還付決定通知書（第7号様式）により、当該申請をしたものに通知しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

～略～

第1号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第2号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第3号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第4号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第7号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

～略～

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

（準備行為）

	2 <u>食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の例により、行うことができる。</u>
--	--

寒川学校給食センター条例

令和 5 年 6 月 20 日 条例第 13 号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川学校給食センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 寒川町立小学校及び中学校における安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るとともに町民の食育の推進を図るため、寒川学校給食センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寒川学校給食センター	寒川町宮山4018番地

(開館時間)

第3条 寒川学校給食センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 寒川学校給食センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(使用の許可等)

第5条 寒川学校給食センター内の食育ホール（以下「食育ホール」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 学校給食に対する理解促進又は食育に関する活動を主たる目的としていること。
- (2) 5人以上の構成員及び満18歳以上の代表者を有すること。
- (3) 構成員のうち3分の2以上の者が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者であること。

2 食育ホールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 寒川学校給食センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、寒川学校給食センターの管理運営に支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、食育ホールの使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、食育ホールを公用又は公共の用に供する必要が生じた場合その他教育委員会が特に必要があると認める場合は、その

使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) 条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 使用団体は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用団体は、使用が終わったときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用団体は、寒川学校給食センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、こ

の条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
使用料の額	4,000円	4,000円